

種別外無免許運転に注意!!

道路交通法の改正により、平成 29 年 3 月 12 日以降、車両区分と免許区分が変更されています。

運転免許を取得した時期によって、運転できる自動車の範囲が異なり、県内でも種別外無免許運転が発生しています。

保有免許で運転できる自動車の範囲を正しく理解し、種別外無免許運転に注意してください。

主な違反事例

車両の後部に表示されている「最大積載量」のみで車両区分を準中型自動車と判断した結果、車両総重量が中型自動車に該当していたことから種別外無免許運転となつたなどの事例が散見されます。

注意!!

ここだけでは不十分!



- 「自動車検査証」に記載されている、
「車両総重量」、「最大積載量」、「乗車定員」 により車両の区分を確認してください。
- 「車両総重量」、「最大積載量」、「乗車定員」のいずれか一つでも車両の区分を超えていれば、超えた車両の区分となります。

※ 貨物自動車は外見では判別できない場合があるので、自動車検査証での確認が必要です。

<車両区分>

【平成 29 年 3 月 12 日以降】

車両区分	車両総重量	最大積載量	乗車定員	免許区分
大型自動車	11トン以上	6.5トン以上	30人以上	大型免許
中型自動車	11トン未満 7.5トン以上	6.5トン未満 4.5トン以上	29人以下 11人以上	中型免許
準中型自動車	7.5トン未満 3.5トン以上	4.5トン未満 2トン以上	10人以下	準中型免許
普通自動車	3.5トン未満	2トン未満	10人以下	普通免許

- 平成 19 年 6 月 1 日以前に普通免許を取得された方は、8 トン限定中型免許となり、車両総重量 8 トン未満、最大積載量 5 トン未満、乗車定員 10 人以下の自動車を運転することができます。
- 平成 19 年 6 月 2 日以降～平成 29 年 3 月 11 日以前に普通免許を取得された方は、5 トン限定準中型免許となり、車両総重量 5 トン未満、最大積載量 3 トン未満、乗車定員 10 人以下の自動車を運転することができます。